平成２２年（フ）第８６号
福岡県田川市大字伊田4470番地
債務者　松本　　穣
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第９号
熊本県山鹿市城2976番地５、住民票上の住所熊本県山鹿市宗方通305番地２
債務者　志柿　麻貴
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２２年（フ）第２１８号
大分市花津留２丁目23番28号　花津留荘
債務者　本郷　正春
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２２８号
大分市田室町９番61号　無量荘201
債務者　池末　一男
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３１１号
大分市萩原４丁目８番51号　サザンブライト萩原403
債務者　那須　敏彦
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３４号
大分県速見郡日出町大字川崎4973番地51
債務者　川邉　明美
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第２０９号
宮崎市高洲町107番地　オメガシティ宮崎202号
債務者　松田　歩香
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２１０号
宮崎市高洲町107番地　オメガシティ宮崎202号
債務者　松田　大介
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２１３号
宮崎県西都市大字上三財208番地
債務者　蛯原　豊満
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２５号
鹿児島県奄美市名瀬石橋町４番16号　２Ｆ
債務者　元島大五郎
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第４６号
鹿児島県奄美市名瀬安勝町１番22号　中村アパート２Ｆ
債務者　青田　義宏
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第５８号
鹿児島県鹿屋市寿８丁目２番５号
債務者　濵田　信広（旧姓松屋）
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第２０２号
沖縄県那覇市楚辺２丁目10番７―203号　外間アパート
債務者　宮城智佳哉
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２１４号
沖縄県浦添市伊祖３丁目３番14―505号　新興アパート
債務者　比嘉加代子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１５号
沖縄県石垣市字大浜454番地の２　マンション夢一番地Ａ―２
債務者　新里　晴男
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２２年（フ）第１０９号
青森県八戸市是川５丁目18番地６
債務者　山田　真澄
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１３３号
青森県八戸市長苗代３丁目２番20号
債務者　中城　倫子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１３５号
青森県八戸市大字尻内町字洞７番地
債務者　大島　康文
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係